

## 平成 28 年度 税制改正に伴う訂正

訂正箇所	本文	訂正文 解説
P865 19 行目	建物は定額法しか選択できないが、建物付属設備・工具器具備品等について定率法を選択することができる。	<p>原則償却方法は選択できるが、建物・建物付属設備・構築物については定額法しか選択することができない。工具器具備品などは定率法を選択することができる。</p> <p><b>解説：</b>従来建物だけが定額法とされていたが、平成 28 年 4 月 1 日以後取得の建物付属設備・構築物についても償却方法は定額法だけとされた。</p>
P868 最終行から P869 4 行目まで	<p>現在、建物については定額法で計算しなければならないと定められている。</p> <p>建物付属設備・構築物については定率法が認められるので、請負工事明細書等で区分し、それぞれの耐用年数により計算することができる。</p>	<p>現在、建物と平成 28 年 4 月 1 日以後取得の建物付属設備・構築物については定額法で計算しなければならないと定められている。しかし工具器具備品等については定率法の選択はできる。</p> <p><b>解説：</b>上記と同様</p>
P879 25 行目	法人税率の実効税率は 36%前後と 言われている。	<p>法人の国税・地方税合わせた実効税率は 29.97%前後と言われている。</p> <p><b>解説：</b>平成 28 年の税率による。 平成 30 年まで実効税率で 29.74%まで減額される予定である。したがって本文に続く個人法人税率比較表も法人の税率が減額されている。個人と法人の税率はさらに格差が広がって不動産経営法人化のニーズは高まっている。 P879 下部の表は、個人と法人の税率の差を見るための参考として、平成 27 年度の税率をもとに作成した表である。</p>
P887 30 行目	新築住宅の建物 (平成 28 年 3 月 31 日までに新築された場合)	<p>新築住宅の建物 (平成 30 年 3 月 31 日までに新築された場合)</p> <p><b>解説：</b>平成 28 年改正で延長</p>
P888 4 行目	認定長期優良住宅の建物 平成 28 年 3 月 31 日までの・・・	<p>認定長期優良住宅の建物 平成 30 年 3 月 31 日までの・・・</p> <p><b>解説：</b>平成 28 年改正で延長</p>
P890 22 行目	f.減価償却費の計算方法・取得費 建物については、全て定額法により計算し、建物付属設備等は選択した償却方法で減価償却方法を計算する。	<p>建物・建物付属設備・構築物については定額法により計算し、工具器具備品などは選択した償却方法で減価償却を計算する。</p> <p><b>解説：</b>従来建物だけが定額法とされていたが、平成 28 年 4 月 1 日以後取得の建物付属設備・構築物についても償却方法は定額法だけとされた。</p>